

平成29年度第3回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成29年11月28日(火) 開会 17時59分
閉会 19時15分
2. 場所 富津市役所 4階 401会議室
3. 出席委員

渡辺 務 (市議会議員)	鹿島 榮 (被保険者)
小林 美奈子 (被保険者)	三枝 奈芳紀 (保健医療関係者)
丸 尚子 (保健医療関係者)	井戸 義信 (福祉関係者)
小柴 貞雄 (福祉関係者)	本山 繁樹 (サービス事業者)
脇坂 和弘 (サービス事業者)	有江 直樹 (サービス事業者)
高本 美樹 (サービス事業者)	
4. 欠席委員

野中 玄一 (被保険者)	榎本 栄子 (被保険者)
原田 則雄 (学識経験者)	熊切 篤 (保健医療関係者)
5. 議件
 - (1) 議案第1号 指定地域密着型サービス事業所の指定について
 - (2) 議案第2号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係る取扱いについて
 - (3) 議案第3号 第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画(素案)について
 - (4) 議案第4号 指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について
6. 報告
 - (1) 報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について
7. その他
 - ・認知症初期集中支援チームの設置について
 - ・自立支援のための地域ケア会議について
 - ・在宅医療・介護連携推進会議について

事務局職員

高橋市長、島津健康福祉部長、坂本介護福祉課長、大川介護福祉課長補佐、
篠田介護福祉係長、山田主任主事、山口社会福祉主事、真板主事

会議開催結果

1	会議の名称	平成 29 年度第 3 回富津市介護保険運営協議会
2	開催日時	平成 29 年 11 月 28 日 (火) 17 時 59 分～19 時 15 分
3	開催場所	富津市役所 4 階 401 会議室
4	審議等事項	<p>議件</p> <p>(1) 議案第 1 号 指定地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>(2) 議案第 2 号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係る取扱いについて</p> <p>(3) 議案第 3 号 第 7 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画 (素案) について</p> <p>(4) 議案第 4 号 指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について</p> <p>報告</p> <p>(1) 議案第 1 号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームの設置について ・ 自立支援のための地域ケア会議について ・ 在宅医療・介護連携推進会議について
5	出席者	<p>【委員】 渡辺 務、鹿島 榮、小林 美奈子、 三枝 奈芳紀、丸 尚子、井戸 義信、小柴 貞雄、 本山 繁樹、脇坂 和弘、有江 直樹、高本 美樹</p> <p>【市長】 高橋 恭市</p> <p>【事務局】 島津健康福祉部長、坂本介護福祉課長 大川介護福祉課長補佐、篠田介護福祉係長、 山田主任主事、山口社会福祉主事、真板主事</p>
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	0 人 (定員 2 人)
9	所管課	健康福祉部介護福祉課介護福祉係 電話 0439-80-1262
10	会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

平成29年度第3回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
篠田係長	<p>開会（17：59）</p> <p>定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。</p> <p>会議を始めます前に、委員の皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>コンサルタント会社社員の同席についてでございます。</p> <p>『第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画』の策定に当たりまして、その業務の一部を委託しており、委員の皆様のご意見、考え方をつぶさに計画に反映させるため、同席させていただいておりますので、ご了承願います。それでは、ただ今より、平成29年度第3回富津市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、11名の方に出席いただいております、委員定数15名の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。</p> <p>なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
渡辺会長	<p>委員の皆様には、お忙しい中、また夜間にもかかわらず第3回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>10日ほど前、市内で独居老人の孤独死がありました。そのとき、平成20年ころ、当時の佐久間清治市長がおっしゃった言葉が、「富津市で孤独死、特に独居死をなくしたい」ということを思い出しました。そのときに、すばらしい理念を持って介護の業務にあたっているのだと感銘を受けました。今回そのような事態に直面して、独居死をゼロにはできないかもしれないけれども、介護保険運営協議会に携わらせていただいて、何かお役に立てないかと今回の事例を受けてショックを受けた次第です。</p> <p>皆さんの責任というわけではないですし、制度の責任にするわけにはい</p>

	<p>かないのですが、これから『第7期介護保険事業計画』を策定する中でそのような思いをお持ちになっていただけないかと思いました。</p> <p>本日の会議は、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間とする『第7期介護保険事業計画』を本年度中に策定するという事で今回の会議のメインであると思います。</p> <p>委員の皆様には、各議案について忌憚のない御意見等をいただきますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>篠田係長</p>	<p>ありがとうございました。次に市長あいさつでございます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p>こんばんは。大変お忙しい中、委員の皆様方には第3回介護保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、本市の介護福祉行政に対しまして、多大なる御協力を頂いておりますことを、心より感謝を申し上げます。</p> <p>さて、皆様ご案内のとおり、去る6月に公布されました「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、大幅な介護保険制度改正があり、また、平成30年度には診療報酬、介護報酬同時改定があり、このための制度改正の検討も始まっております。</p> <p>これら国の動向をつぶさに捉えながら、渡辺会長のお話にもありましたとおり高齢者の皆様が安心して暮らせるよう、適切に対応していかなければならないと考えておりますので、引き続き皆様方のご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の会議内容につきましては、「地域密着型サービス事業所の指定」など、4議案と報告事項1件でございます。この中でも「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」は、「第7期介護保険事業計画」を策定するにあたり市民の皆様幅広く意見を募集するものでございます。この結果を本年度の計画策定に反映させるべく取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>上程いたしました議案よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>

<p>篠田係長</p>	<p>まして、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、私から、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。脇坂委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。</p> <p>議案第1号「指定地域密着型サービス事業所の指定について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案については、平成29年11月2日付けで富津市長から諮問のありました議案でございます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第1号「地域密着型サービス事業所の指定について」ご説明申し上げます。</p> <p>本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第78条の2に規定されており、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とされておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものです。</p> <p>資料の1ページをお開き願います。</p> <p>この度、医療法人社団総星会理事長松崎健三より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第2条に規定されている、指定事業所指定申請書の提出がありました。</p> <p>本事業所は指定地域密着型通所介護事業所である「富津シニアガーデン」、富津市篠部、具体的には、君津中央病院大佐和分院近くに所在する事業所ですが、こちらの事業所が平成30年1月1日から申請者である医療法人社団総星会に譲渡され、新たにこの法人が指定を受けようとするものです。</p>

	<p>資料の2ページ～3ページに事業所の指定の際の審査項目を一覧にした表がございます。</p> <p>右端のチェック欄が、2列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、○は指定基準に適合していることを表しています。</p> <p>提出された書類の確認をしたところ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に適合していることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。以上で、議案第1号「指定地域密着型サービス事業者の指定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>ご意見、ご質疑ございますでしょうか。</p>
三枝委員	<p>医療法人社団総星会について、どのような医療機関なのか教えていただければと思います。</p>
坂本課長	<p>医療法人社団総星会ですが、市原市の五井で透析を中心としたクリニックを経営していると伺っております。</p>
渡辺会長	<p>他にご質疑ご意見ございますか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。</p> <p>本議案「指定地域密着型サービス事業所の指定について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申で、いかがでしょうか。</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>……委員から「異議なし」の声あり……</p> <p>異議なしと認めます。議案第1号「指定地域密着型サービス事業所の指定について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申としたいと思います。「指定することが適当である」との答申書の文面につきましては、私に一任いただけますでしょうか。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>……委員から「異議なし」の声あり……</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係るに取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第2号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係る取扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の4ページをお開きください。</p> <p>まず、本議案でご審議いただきたい事項としましては、総合事業対象事業者の指定あるいは指定更新の際には、報告事項といたくご審議をお願いするものでございます。</p> <p>「介護予防・日常生活支援総合事業」については、平成27年度の介護保険法の改正に伴い、要支援者が利用する介護保険サービスのうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援がそれぞれ市町村ごと地域の実情に応じた訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントとして実施されることになりました。</p> <p>当市ではこの法改正を基に検討した結果、平成29年4月1日から施行することとし、これらのサービスを提供する事業所の指定・監督権限が市町村へと移譲されております。</p> <p>ここで、この移譲事務の取り扱いとして、総合事業の施行となった法改</p>

	<p>正以前である、平成 27 年 3 月 31 日までの間に指定申請を行った事業所については、平成 29 年 4 月 1 日以降も市町村が行う総合事業の指定対象としてみなせるという取扱いで統一されました。</p> <p>現在、富津市としては、表 1「総合事業対象事業者数（見込）」のとおり、平成 30 年度以降では、総合事業対象事業者数が 50 を超えることが見込まれます。指定の有効期間は 6 年で満了となり、6 年ごとに指定更新を行う必要があります。</p> <p>これに加え、表の下に記載してございますが、今後平成 30 年度からは居宅介護支援事業所についても、市町村に指定監督権限が委譲されることとなり、対象事業所数は、11 月 1 日現在で 17 事業所ございます。</p> <p>地域密着型事業所の指定、あるいは指定更新の場合、“被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じる”必要があるため、本日の議案第 1 号でご審議いただいておりますように、本運営協議会に諮問させていただくこととしております。</p> <p>総合事業の指定については、この規定に準ずるもの、としておりましたが、翌年度以後も同様の取り扱いとした場合、その件数は事業者数に比例して増加することが想定されます。</p> <p>審議を軽減する目的から、総合事業対象事業者の指定あるいは指定更新の際には、報告事項といたくご審議をお願いするものでございます。</p> <p>以上で、議案第 2 号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係るに取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 2 号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係るに取扱いについて」は、承認することに異議ございませんか。</p>
渡辺会長	
渡辺会長	

<p>渡辺会長</p>	<p>……委員から「異議なし」の声あり……</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第2号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新に係るに取扱いについて」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>山田主任主事</p>	<p>それでは、私からは、議案第3号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」を説明させていただきます。</p> <p>まず、資料でございます。2種類ございますが、1つ目は、5ページから始まる左上に議案第3号を記載してございますものと、2つ目は、7ページからの左面に「第7期富津市介護保険事業計画 富津市高齢者福祉計画（素案）」とありますこれら2点でございます。また、前回と同様に、資料配布の際に、事前の質問を頂戴したい旨、お願いしておりましたが、質問はございませんでした。</p> <p>説明に入る前に、第1回、第2回での報告内容を簡単に申し上げさせていただきます。第1回では事業計画策定に先立ちまして高齢者の方などにアンケートを実施した結果の解析中でありました。アンケート実施の趣旨や今年度の策定に関する事務局側のスケジュールを委員の皆様にお伝えさせていただきました。そして第2回においては、平成28年度決算を踏まえた第6期事業計画の現況の説明に加え、第6期計画において実施してございます各種事業を事業担当課に評価をさせた結果を報告し、また、高齢者の方などに実施しましたアンケートの結果を一部紹介させていただいたところです。そして、第2回の最後に今後のスケジュールとしまして、庁内においても検討会議を立ち上げること、また、千葉県との事業計画に係るヒアリングなども踏まえて、第7期計画の「素案」を作成し、委員の皆様にご審議いただくとともに、その後、さらに市民の皆様方からのご意見を頂く手法であります、</p>

パブリックコメントの実施を予定する旨説明させていただきました。

このような流れを踏まえまして、本日、第3回におきまして、「素案」とそれを基にした「計画の意見募集について」を説明させていただき、パブリックコメントにて意見募集を行いたいと考えております。

それでは、資料5ページに沿って、また、素案もポイントごとにご覧になっていただきながら説明をさせていただきます。

資料5ページの左面からでございます、1の「趣旨」でございます。こちらはまず読ませていただきます。“本計画は、介護保険制度や高齢者の保健福祉事業の総合的な計画として平成27年度から取り組んできた第6期計画の計画期間が終わることから、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的な視点に立って、今後3年間で取り組むべき事項を定めた計画策定に際し、意見募集を行うものです。”このように今回の計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に作成し、市民の皆様に意見を募集するものであります。

次に、2「介護保険制度の主な改正内容」についてでございます。（1）、（2）として大きく2つのポイントがあります。（1）地域包括ケアシステムの深化・推進、でございますが、①保険者機能の抜本強化、②新たな介護保険施設サービスの創設、③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、④のその他でございます。特に、①の保険者機能の抜本強化ですが、重度化防止や自立支援などに対して目標設定を行い、その取組や実績に対して、国はインセンティブを付与することが明記されました。（2）は介護保険制度の持続的可能性の確保でございます。①利用負担割合の見直し、②介護納付金における総報酬割の導入でございます。特に、①については、平成27年8月から自己負担が2割負担者となっている方のうち、さらに所得が高い層の方が自己負担3割となります。

続きまして、3「高齢者の人口及び高齢化率等」についてでございます。表につきましては、左側に4月1日時点の実績、右側に見込みとして今回事業計画策定に際して推計した数値であります。縦列の上から総人口、前期高齢者、後期高齢者、高齢者総数、高齢化率、横列は年度であり、見込みの一

番右には平成 37 年度の見込みを記載しております。高齢化率はこの先も上昇を続け、高齢者総数、いわゆる第 1 号被保険者数の上昇のピークは平成 32 年度と推計し、以降は減少していくと推計します。しかし、同時に総人口の減少も続いているため、高齢化率は上昇していくと推計しております。また、75 歳以上の後期高齢者数が前期高齢者数を上回るのが平成 30 年度と推計しております。詳細については、資料 12 ページ、素案では 9 ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

そして、第 2 回の本会においても触れました、高齢者などに対して行ったアンケートの結果、また、第 6 期計画の検証を基に、本市における課題を整理しました。資料では 21 ページ、「素案」では 26 から 27 ページ、に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、4「計画の基本的な考え方」でございますが、記載しておりますとおり、基本理念を「高齢者が地域でいきいきと輝くまち」とし、基本方針を「健康づくり・介護予防の推進」「介護・福祉サービスの充実」「地域における医療、介護と福祉の連携強化」「介護保険制度の円滑な運営」の 4 つの方針としております。まず、基本理念についてでございますが、地域包括ケアシステムをさらに深化、推進させていく観点から、第 6 期までの基本理念に「地域で」という言葉を加えることとしました。しかし、それ以外は、4 つの基本方針も同様ですが、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えての計画となるため、基本理念及び基本方針については変更せず進めて参りたいと考えております。具体的な施策と事業については、資料 27 ページから 46 ページでございますが、先程も申し上げましたとおり、第 6 期の事業の検証を踏まえて、庁内において検討会議を開催し、第 7 期における取組内容を記載しております。また、第 7 期においては、さらに庁内の様々な部署が連携を強化し、事業を着実に実行することで、地域包括ケアシステムの構築をすることができると考えますので、できる限り事業の課題や目標、期待される効果を記載することにいたしました。

資料 6 ページでございます。(1) 介護サービスの基盤整備についてでございます。第 7 期計画期間内においては、地域密着型サービスの「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を天羽地区に 1 事業所整備を予定します。これに

より、今年度、大佐和地区に1事業所指定しましたので、全部で市内2事業所、市外の指定の2事業所となり、合計で4事業所の整備を予定します。また、資料の47ページ、大佐和地区の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、サテライト型の小規模老人保健施設への転換を平成32年度に向けて計画しております。その他の整備につきましては、第6期中の整備状況やその稼働状況、また、年に2回調査をしております特別養護老人ホームの入所待ちの調査などから判断して、第7期においては、先程申し上げました「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のみとして、その他は整備しないこととします。

(2)の第7期の保険料でございます。先ず、①から④でございますが、①介護保険給付費に対する第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%に上昇、②制度改正による低所得者の保険料軽減の強化、③保険料所得段階の見直し、④介護給付費準備基金の活用、とあり、資料の45ページの左面に詳細を記載しております。このほか、第1号被保険者、介護サービス量の見込み、介護保険給付費及び地域支援事業費の見込み量、来年度に改定予定の介護報酬改定等を踏まえて算出します。このようなことから、今回の素案の中につきましては、介護保険料の算定に関する部分、また、保険料算出の前提となります介護給付費や地域支援事業費の見込みについては記載してございません。最終的には、現在の第6期事業計画書のように記載するとともに、介護保険条例で定めることとなります。

最後に、資料6ページの5から右面の10に関してですが、この素案に対する意見募集、いわゆるパブリックコメントについて説明させていただきます。

意見募集の期間は、平成29年12月25日(月)から平成30年1月18日(木)までです。

閲覧場所は、市役所介護福祉課、市役所1階行政資料コーナー、天羽行政センター、市ホームページとし、提出方法は、「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画(素案)への意見」と明記し、住所及び氏名又は名称を記入し、持参、郵送、ファクシミリ、Eメールのいずれかで提出していただきます。

	<p>提出先は、富津市役所介護福祉課とし、意見の取扱いについては、提出されたご意見を十分に考慮した上で、計画を策定してまいります。また、頂いたご意見への個別の回答はしませんが、後日、意見の概要とその意見に対する市の見解を公表します。</p> <p>なお、今後の予定としましては、パブリックコメントによって寄せられた意見による修正の必要性を検討の上、案を来年2月初旬に予定されております本会に諮問し、答申を得て、3月下旬に第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画を策定する予定であります。</p> <p>以上で、議案第3号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p>
三枝委員	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>基本理念で伺いたいのですが、「地域で」と付け加えたということですが、地域包括ケアを前提としてということでしょうか、富津、大佐和は大丈夫だと思いますが、天羽地区では地域で完結できるような体制の目処は立っているのでしょうか。</p>
山田主任主事	<p>「地域で」と加えた理由は、三枝委員がおっしゃっていただいたとおり地域包括ケアを進めていくという意味でございます。天羽地区の状況ですが、広い地域ではありますが、施設整備でお話させていただきましたとおり「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を整備しまして、できるだけ皆様にサービスが行き届くよう考えているところでございます。</p>
三枝委員	<p>ありがとうございます。市の意気込みが伝わってきました。</p> <p>特に天羽地区は、面積が広くて人が少なく、山間地区であり、地域包括ケアを実現するとなると、相当な努力やアイデアが必要かと思います。そういったものが実現しないと消滅地域になっていくかと思いますので、市で施策</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>をしっかりとお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見ございますか。</p> <p>……委員から「なし」の声あり……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第3号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」は、承認することに異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第3号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（素案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>山口社会福祉主事</p>	<p>議案第4号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料は50ページでございます。</p> <p>まず、介護予防支援等の業務につきましては、要支援1、2の方、いわゆる要支援者が、介護保険サービスの自宅を中心としたサービスを利用するため、地域包括支援センターが設置する指定介護予防支援事業所が介護予防ケアプランの作成等を行っております。</p> <p>この要支援認定者に係るケアプランの作成は、量的や距離的な問題から、指定介護予防支援事業所が自らできない場合は、地域の居宅介護支援事業所に、その業務の一部を委託することができる旨、介護保険法に規定されております。</p>

	<p>この委託をする居宅介護支援事業所の選定にあたっては、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けることと定められており、この規定に基づき、記載の居宅介護支援事業所に要支援認定者に係るケアプラン作成等の業務の委託を可能とするため、地域包括支援センター運営協議会の役割を担っていただいている、本運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>なお、現在、市内で18、市外で23の事業所について、選定の承認をいただいております。</p> <p>以上で、議案第4号、「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「なし」の声あり……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第4号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」は、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p>
渡辺会長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号「指定介護予防支援等の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」事務局の説明を求めます。</p>
真板主事	<p>報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」ご報告申し上げます。資料の51ページをご覧ください。</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>議案第2号でご承認いただきました、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について報告をさせていただくものです。</p> <p>今回の事業者である【フローレス倶楽部君津】は、書類の確認を行い、事業所が遵守すべき基準に適合していることを確認したうえで平成29年9月1日付けでの指定を決定しております。</p> <p>以上で、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」の報告を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「なし」の声あり……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」の報告を終了いたします。</p> <p>以上で、本日の審議は終了しました。</p> <p>次に、次第6 その他に入ります。</p> <p>3点ございますので、事務局の説明を求めます。</p>
<p>山口社会福祉主事</p>	<p>その他でございますが、認知症初期集中支援チームの設置についてご報告させていただきます。</p> <p>資料は52ページでございます。</p> <p>認知症初期集中支援チームは、国が定める地域支援事業実施要綱によりまして、すべての市町村に平成30年度までに設置が義務付けられております。</p> <p>(1) 認知症初期集中支援チームとはでございますが、認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に概ね6ヵ月間集中的に関わることで、自立生活のサポートを行うチームでございます。</p>

(2) 実施体制でございますが、①支援チーム数は1チームとし、富津市介護福祉課に設置します。②支援チーム員につきましては、専門医1人、専門職11人をチーム員として委嘱する予定としております。③支援チームの訪問についてでございますが、医療職と福祉職が連携し、それぞれ1人以上で訪問することとしております。④支援チーム員会議についてでございますが、訪問支援対象者ごとに観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めた支援チーム員会議を行います。

最後に、(3) 今後についてでございますが、①支援チーム員顔合わせ会を平成30年1月の予定としております。この会では、すでに、支援チーム員となる予定の3人が、国の「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講済みであります。その内容について他のチーム員に引き継ぎを行う予定としております。②支援チーム事前打ち合わせ会を平成30年3月に行う予定としており、③平成30年4月1日に支援チームの発足とします。

また、平成29年7月26日に、富津市認知症総合支援事業実施要綱を施行しました。この認知症初期集中支援チームは第5条に規定をしておりますので、確認をお願いします。以上、認知症初期集中支援チームの設置についての報告となります。

続きまして、自立支援のための地域ケア会議について報告をさせていただきます。資料は54ページをご覧ください。

自立支援のための地域ケア会議でございますが、国におきまして、自立支援・介護予防の観点を踏まえて地域ケア個別会議を活用する事で、高齢者のQOL、いわゆる生活に関する満足感や達成感の事を指しますが、QOLの向上を目指す介護予防普及展開事業を展開しています。今年度、国において平成29年度の単年度のモデル事業の募集があり、本市として、「今後の高齢化率の上昇及び後期高齢者が増加する見込みであり、自立支援型の地域ケア会議によって、多職種の見解を取り入れ地域課題の発見や地域づくりを進める必要」があるため手挙げをいたしました。54ページの資料は、10月に国が実施した介護予防活動普及展開事業の研修において使用した資料を掲載しております。

<p>大川課長補佐</p>	<p>まず、54 ページの左上の、なぜ介護予防のための地域ケア個別会議を立ち上げるのかとのことですが、先に「題目として自立支援のための地域ケア会議」で資料は「介護予防のための地域ケア会議」でございますが同義語でございますのでご了承ください。1 地域ケア個別会議で、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討する事で、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指す会議です。続いて、その下の介護予防についての3行目ですが、その中で、介護予防については、要介護状態の軽減や悪化の防止だけではなく、QOLの向上を図り、地域で自立した生活が送れるようにすることを目的としております。その目的を達成するために、多職種の助言を踏まえ様々な社会資源の活用し地域で自立した生活を目指すためのケアマネジメント支援等による自立支援を実施します。</p> <p>この地域ケア個別会議、介護予防を踏まえて、介護予防のための地域ケア会議を実施することで、ケアマネジャー、介護サービス事業所にとっては「ケアマネジメントやケアの質の向上」、市にとっては、「行政課題の発見・把握」、地域ケア会議参加者は「ネットワークの構築」を図ります。</p> <p>右上のページでございますが、これまでの経緯として国で実施している研修会に参加、また地域ケア会議の先進市町村の視察を実施しました。</p> <p>今年度の取組内容ですが、各種団体との共通理解図り、調整の内、12月から1月にかけて、市内事業者等への説明会及び模擬地域ケア会議の実施を行います。その後、2月から介護予防のための地域ケア会議を実施し、3月に評価を実施し、その後につきましても、月に1回程度、自立支援型の地域ケア会議を実施していきます。自立支援のための地域ケア会議については以上です。</p> <p>続きまして、富津市在宅医療・介護連携推進会議について、ご報告いたします。</p> <p>要綱の制定を進めているところですので、ご報告するものです。</p> <p>初めに「在宅医療・介護連携推進事業」の背景についてご説明します。</p> <p>資料の56 ページをお開き頂きたいと思っております。</p>
---------------	---

こちらは、在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.2 の抜粋です。
本事業の基本的な考え方が記載されております。

この在宅医療・介護連携推進事業の背景の1つとして、「高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率や認知症の発生率が高い等、医療と介護の両方を必要とすることが多いこと」です。

図1 在宅医療・介護連携の推進をご覧ください。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を重要だとされてことが求められています。在宅医療・介護の関係団体としてはコメ印をご覧ください。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築するため、県や保健所の支援のもと、市町村が中心となって、医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進するとしております。

資料 55 ページにお戻りください。

背景についてお話しましたが、このようなことから、住み慣れた地域で安心して医療と介護を受けることができるよう、医療・介護関係者等の連携を深めること。また、在宅医療・介護連携における課題解決のための対応を検討するため、在宅医療を支える関係機関の多職種の方で組織する会議を設置し、定期的を開催しようとする会議が在宅医療・介護連携推進会議でございます。

55 ページ左側に、所掌事務について（1）から（9）まで記載してございます。

（1）地域の医療・介護の資源の把握に関すること。今年の3月に「在宅医療・介護関係者資源リスト」を作成しまして、関係者及び民生委員へ配布しております。

（2）在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討に関すること。

(3) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築に関する事
と。こちらは、県の医師会が県の委託事業で「病院と地域で切れ目のない
支援を行うための入退院支援モデル事業」を実施しております。医師会、
ケアマネジャー協議会、行政等が運営委員として参加しております。

(4) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援に関する事。こちら
は、千葉県が情報共有を支援するために地域生活連携シートというものを
作成しております。その普及に市が努めようとするものです。

(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援に関する事。現在、相
談窓口の設置について、君津4市で君津木更津医師会に協議中をしており
ます。

(6) 医療・介護関係者の研修に関する事。これまで市が開催したも
のがございますが、医療・介護関係者の皆様が実施している研修を整理
し、市が実施する研修を会議の中で検討していきたいと考えております。

(7) 地域住民への普及啓発に関する事。2025年に向け75歳以上の
方が増えていくという中で地域の皆様が人生を最後まで自分らしく暮らす
ために考えていただくことが必要ということから普及啓発に関しても検討
していきたいと考えております。

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携に関する事。
県、保健所、君津4市で会議を開催し、情報交換を行っております。

(9) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携について必要な
事項に関する事。

(1) から(8)の事業ですが、先ほどの認知症初期集中支援チームと
同様に平成30年度内には実施する必要があります。

会議の委員の構成につきましては3に記載のとおり、所属団体に対し、
推薦依頼をする予定であります。また、今後の予定につきましては、委員
委嘱後、年度内に2回会議を開催したいと考えております。2回の内容と
しましては、(1)地域の医療・介護の資源の把握について、今年3月に作
成したリストの情報更新や不足がないか検討していただくことを考えてお
ります。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出、対応策の検討ですが、富津市

	<p>における在宅医療・介護連携の目指す理想像について皆様と考えていきたいと思います。</p> <p>(3) 在宅医療・介護連携に関する研修の整理です。先ほどもお話ししました研修の整理もしていきたいと考えております。</p> <p>以上で、富津市在宅医療・介護連携推進会議についての報告を終わります。</p>
渡辺会長	委員の皆さんから「その他」で何かありましたらお願いします。
渡辺会長	<p>私から、新たに国の主導で3つ会議があると思いますが、人材確保をどのようにお考えかおっしゃっていただけたらと思います。限られた人材の中での兼ね合いについてお考えがあればお願いします。</p>
大川課長補佐	<p>すべてに共通して人材ということがあるかと思いますが、認知症に関しましては、早期に発見して早期に対応することです。これが遅れてしまうことで、より対応に時間がかかったり、業務量が増えてしまうということになります。地域ケア会議につきましても、介護度が重い方は自立は難しいと思いますが、早い段階でケアすることで自立した生活ができる、高齢者人口が増える中で自立した生活ができる方が増えることで、不足する人材を有効に活用できると考えます。また、地域ケア会議を行うことによって自己研鑽につながると考えております。不足する介護人材の確保ということにはなりません、この事業を進めていくことで負担の軽減になるかと考えております。</p>
渡辺会長	<p>大変だと思いますが、大川さんがおっしゃったとおり早期にということが1つキーワードなるかと思いますが、ぜひ兼ね合いを考えながら取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>ほかにございますか。</p>
三枝委員	国が進めろということでやらざるを得ないのでしょうけど、この富津市

	<p>は介護の資源に限りがあって、少ない人数でこなしていかなければならないのですが、現場、つまり実際のご自宅等で何が起きているかが把握できないという問題が出てきました。できるだけ広いネットワークで拾い上げないと本当の救済にならないと思います。本日ご参加されている委員の方々は色々な団体の代表されている方だと思しますので、それぞれの団体なり、周囲の方で情報を早めに市にあげていただいて早めに対応できる体制を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
渡辺会長	<p>ありがとうございます。他にご意見、ご質疑ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「なし」の声あり……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>夜間そして長時間にわたり、大変お疲れ様でした。</p> <p>閉会（19：15）</p>